

平成31年3月29日

収 支 報 告 書

関市議会議長 山藤 鉦彦 様

会派の名称 日本共産党関市議員団

代表者氏名 猿渡 直樹



関市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項(第2項)の規定により、平成30年度政務活動費に係る収支報告書を次のとおり提出します。

1 収入の部

科 目	決算額 (円)	備 考
交 付 金	240,000	政務活動 10,000円×12か月×2人
会派負担金	3,380	
収入合計	243,380	

2 支出の部

科 目	決算額 (円)	備 考
研究・研修費	243,380	5/14-15 市町村議会議員研修会 他
調査旅費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
広報費	0	
広聴費	0	
事務費	0	
支出合計	243,380	

注 支出の部の備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額 0 円



①

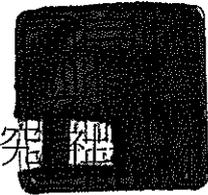
領収証

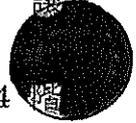
日本共産党 関市議団 様

¥29,000—

但、第44回市町村議会議員研修会 in 岡山(2018年5月14日・15日)受講料として 上記正に領収いたしました。
(受講者様ご氏名：小森 敬直 様)

2018年5月2日

株式会社自治体研究 

代表取締役 福島 護 

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4階 

電話番号 03-3235-5941

受付番号 102

領収証

日本共産党 関市議団 様

¥29,000—

但、第44回市町村議会議員研修会 in 岡山(2018年5月14日・15日)受講料として 上記正に領収いたしました。
(受講者様ご氏名：猿渡 直樹 様)

2018年5月2日

株式会社自治体研究 

代表取締役 福島 護 

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル 4階 

電話番号 03-3235-5941

受付番号 103

②

領収証

Receipt

領収証No. 180502-0581-0001
ReceiptNo.

Received From

共産党 関市議員団 様

印紙税申告納
付につき神田
税務署承認済

領収金額
The sum of ¥56,380 - (JPY)

領収日 2018.05.11
Receipt date

上記の金額正に領収いたしました。
The abovementioned sum of money is duly received.

但し
In payment of 5/14 旅費

入金内訳 (Form of payment)

入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■ 現金 (Cash)	¥56,380
小切手 (Check)	
銀行振込 (Bank remittance)	
クレジットカード (Credit card)	
旅行券 (Travel ticket)	
ギフト券 (Gift ticket)	
その他 (Other)	
合計金額 (Total)	¥56,380

東京都千代田区外神田 1-16-8

 **株式会社 農工商観光**
NOKYO TOURIST CORPORATION

発行店舗： 可児支店
(Office)



担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。

What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.

②

請求明細書

共産党 関市議員団 様

請求書No. 180502-0581-0001
発行日 2018年05月07日
53105102000

株式会社農協観光

種 別	金 額	摘 要
JR 宿泊	41,980 14,400	岐阜羽島⇄岡山 @20,990×2名 岡山シティホテル厚生町 @7,200×2名
合 計	56,380	
予 納 金	0	

お問合せ

可児支店

担当者: XXXXXXXXXX

TEL: 0574-62-1070 FAX: 0574-63-2892



3

領収証

Receipt

領収証No. 180706-1008-0001
ReceiptNo.

Received From
共産党 関市議員団 様

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

領収金額 The sum of ¥91,000 (JPY)

領収日 2018.07.19
Receipt date

上記の金額正に領収いたしました。
The abovementioned sum of money is duly received.

但し 7/21 旅費
In payment of

入金内訳 (Form of payment)

入金内訳 (Form of payment)	金額 (Payment)
■ 現金 (Cash)	¥91,000
小切手 (Check)	
銀行振込 (Bank remittance)	
クレジットカード (Credit card)	
旅行券 (Travel ticket)	
ギフト券 (Gift ticket)	
その他 (Other)	
合計金額 (Total)	¥91,000

東京都千代田区外神田 8

 株式会社 農務観光
NOKYO TOURIST

発行店舗： 可児支店
(Office)



担当者印の無いもの並びに金額訂正のものは無効となります。
What amount of correction will be disabled as well as those with no indication personnel.

3

ご旅行代金 請求明細書

この度は、ありがとうございます。下記のようにご精算申し上げます。

共産党 関市議員団 様

(株)農協観光 可児支店

J Aめぐみのツアー

観光庁長官登録旅行業第939号

岐阜県可児市広見5-93

TEL 0574-62-1070

FAX 0574-63-2892

総合旅行業務取扱管理者

お客様担当者(外務員)

コース名：博多 出張
 行先：博多
 御一行：2名
 旅行日：平成30年7月21日(土)~23日(水) 3日間

明 細					
種別	地名(施設名)	単価	数量	金額	備考
A: 交通費 ¥66,720					
乗車券・特急券	JR	¥33,360	2	¥66,720	岐阜羽島⇄博多
				¥0	
				¥0	
				¥0	
				¥0	
				¥0	
B: 宿泊費 ¥24,280					
宿泊	ホテルサンルート博多	¥12,140	2	¥24,280	2泊2朝食付 シングル
				¥0	
				¥0	
C: 食事 ¥0					
				¥0	
				¥0	
				¥0	
				¥0	
D: 入場 ¥0					
				¥0	
				¥0	
				¥0	
				¥0	
				¥0	
E: その他 ¥0					
				¥0	
				¥0	
				¥0	
				¥0	
				¥0	
				¥0	

旅行代金(総額)	¥91,000
旅行代金(お一人当り)	¥45,500
上記の通り、お見積り申し上げます。	

④

No. 348-617-3

領 収 証

日本共産党関市議員団 様
(小森 敬直 様)

2018年7月20日

領収金額 ￥16,000-

但、第60回自治体学校 in 福岡 参加費用 として

上記の金額、正に領収いたしました。

第60回自治体学校実行委員会
実行委員長 松繁 美和
(自治体問題研究所内)
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階
電話番号 03-3235-5941

No. 348-618-3

領 収 証

日本共産党関市議員団 様
(猿渡 直樹 様)

2018年7月20日

領収金額 ￥16,000-

但、第60回自治体学校 in 福岡 参加費用 として

上記の金額、正に領収いたしました。

第60回自治体学校実行委員会
実行委員長 松繁 美和
(自治体問題研究所内)
〒162-8512
東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階
電話番号 03-3235-5941

⑤

No. 348-617-4

領 収 証

日本共産党関市議員団 様

2018年7月20日

(小森 敬直 様)

領収金額 ￥6,000-

但、第60回自治体学校 in 福岡 現地分科会 参加費用 として

上記の金額、正に領収いたしました。

第60回自治体学校実行委員会

実行委員長 松繁 美和

(自治体問題研究所内)

〒162-8512

東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4階

電話番号 03-3235-5941

研修会等参加報告書

関市議会議長 様

平成30年5月17日
議員名 小森敬直
猿渡直樹

下記のとおり研修会に参加しましたので報告します。

記

1. 期日 平成30年5月14日(月)～5月15日(火)の2日間
2. 研修名 第44回市町村議会 議員研修会 in 岡山
3. 場所 岡山県岡山市北区厚生町3-1-15
4. 会場名 岡山商工会議所
5. 研修目的 「自治体の本来の役割」を考える

以上



◆感想、所見

自治体問題研究所主催の第44回市町村議会議員研修会に参加してきました。

初日は、全体会で奈良女子大学院の中山徹教授による記念講演「公共施設、空き家、コンパクトシティをどう考えるべきか」というテーマでした。

1時から5時までのみっちりの講義でした。

間に10分、5分と2回の休憩を挟んだだけの白熱授業でした。

まず、コンパクトシティのまちづくりです。

私たちは、公共施設の適正配置と総合的な管理、空き家対策、とそれぞれを切り離して考えがちです。しかし、実は人口減少時代に日本が東京と大阪、名古屋などの大都市を短時間で結び「国際的に生き残れる5000万人都市」をねらって進めている国策と無関係ではないということが分かりました。

ちょっとショッキングな背景があることが様々なデータとともに示されました。

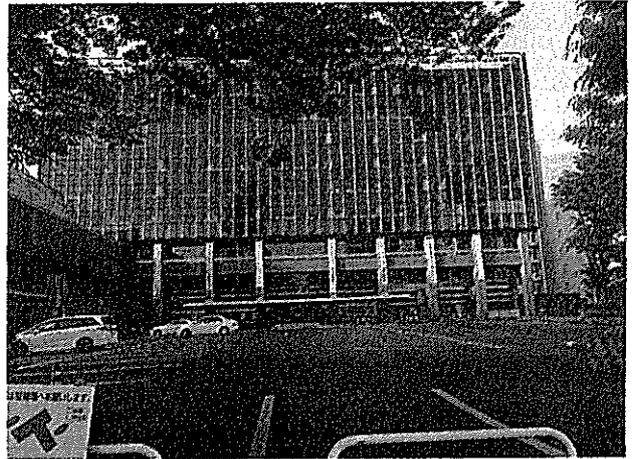
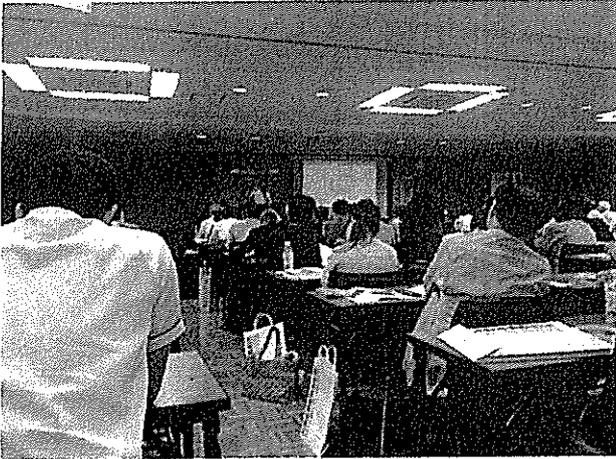
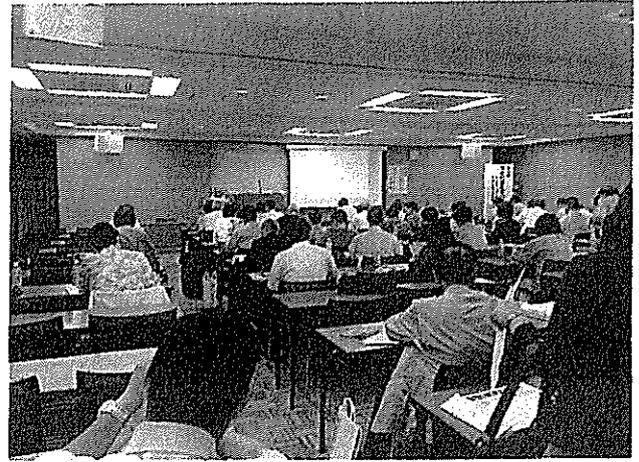
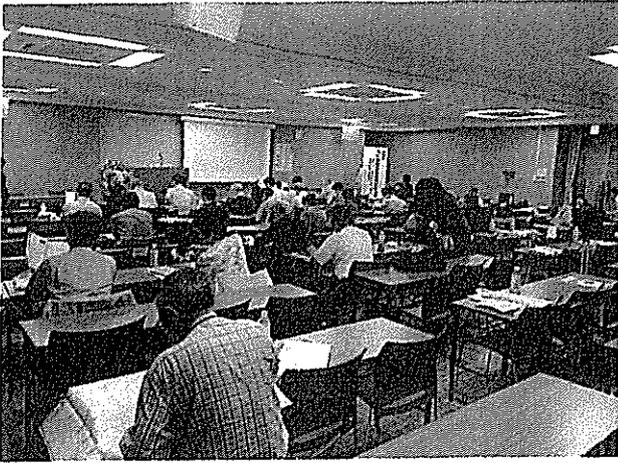
そのうえで、首都圏や3大都市以外の自治体が「生き残れる自治体づくり」として地方創生が企てられ、地方への国の財政支出（特に市民生活を支える部門）を減らして自治体間競争を煽り、自治体の中では「財政が厳しい」「人口が減るから公共施設は統廃合が当たり前」「限られた財政で求められる課題は大きくなるので行政の役割が果たせない分地域住民や企業にがんばってもらうしかない」などの論理で行政の責任が後退して行くという問題点が指摘されました。

関市でもいろいろ関係したことがあります。

財政的な運営、まちづくりの問題、地域経済の振興策と雇用の確保、市民生活の向上などの問題が相互に絡み合っていて、バラバラでなく哲学を持って再検討していかななくてはならない事が提起されました。

結論的には、持続可能な地域づくりを進めて行く上で必要なキーワードは「格差の是正」「行政の地域化」「生活圏を重視する」「公共施設は長寿命化計画のもとに丁寧に維持管理する事で長期的な財政確保につなげる」「無責任な居住地誘導でなく住民の安全と生活を支える立場で進めて行く」「女性や高齢者が働きやすく、地元の中小企業が仕事を続けられるようにする」などの視点です。

様々なキーワードが次々と提起されますが、それぞれがつながっているという事です。そこが、肝心でそこがわかっていないとなかなか問題点も明らかにできないと思いました。



研修会等参加報告書

関市議会議長 様

平成30年7月25日

議員名 小森敬直
猿渡直樹

下記のとおり研修会に参加しましたので報告します。

記

- 1 日時 平成30年7月21日(土)～
平成30年7月23日(月)
- 2 研修名 第60回自治体学校 in 福岡
- 3 場所 福岡県福岡市中央区天神5丁目1-2
- 4 会場名 福岡市民会館、西南学院大学
- 5 研修目的 憲法を暮らしに生かす地方自治とは



6 感想、所見等

第60回自治体学校が7月21日から7月23日まで福岡市で開催されました。

地方自治などについて各地の地方議員、自治体職員らと学び合いました。

1日目は、福岡市民会館で全体会がおこなわれました。はじめに、地元の太鼓集団「野和太鼓」の歓迎をうけました。八幡一秀学校長があいさつし、九州地方で初めてとなる自治体学校の意義を述べました。

記念シンポジウムとして、第1部のリレートーク「憲法はいきているか—それぞれの現場から—」と特別対談「地域・くらしに憲法をいかす自治体づくり」（太田昇真庭市長と石川捷治九州大学名誉教授）が行われました。

第1部では、子どもの貧困からみた学校給食の無償化の重要性、生活保護を権利とする大切さ、沖縄の現実と憲法の意義、博多港の引き上げの歴史と平和など多彩なテーマで発言がありました。

第2部では、岡山県真庭市の太田昇市長が、京都府職員時代に感じた蜷川革新府政の価値について再評価する大切さを強調。真庭市でそれぞれの地域の特色や資源を生かした地域再生の政策を住民合意を得ながらすすめている成果をいきいきと語りました。

とりわけ、廃れつつあった原木市場や木材市場、30の製材所を再興したことが地域の雇用を生み出していることは重要だと指摘します。バイオマス発電、木造の公共施設の整備などでサプライチェーンをつくり、真庭市内で林業者が収益をあげられる地域循環型経済を進めた。その結果、林業転職者の年収が2000万など夢をもって働ける環境を整備していることが印象的でした。

地方自治とはどういうものなのか。住民合意にもとづき、自分たちの町の特色、資源、人材を活用し、住民の幸せを実現することだと語る太田市長の言葉が力強く感じました。

◆全体の分科会に参加して

「くらしの現場で国民主権をまもろう—国民主権と「地方自治」を実現するためにたたかい続けること—」と題して、水俣病訴訟やよみがえれ！有明訴訟などで活躍した馬奈木昭雄弁護士が講演されました。

馬奈木氏は、契約はなぜ守らなければならないのかという根本的な問いから出発し、それはお互いに自由な意思をもつ市民が自らの意思にもとづき合意した、すなわちみずから約束したからだ。まさにこのことが近代市民社会、すなわち資本主義社会の法たる近代市民法の大原則であり、日本国憲法の国民主権であり、地方自治の本質も、住民の要求実現は住民みずから合意形成を図ることだと述べました。

その観点から大事なこととして、地方自治体と住民は協同の関係であり、自治体が「中立的立場」に立つとして、行政が住民の立場でなく、企業など一方当事者の立場にたつことは住民の合意形成をまったく無視した姿だと批判しました。そのうえで、住民合意形成のうえで、行政が果たすべき説明はその合意形成に必要な、検討のための資料となるべきデータの提供と合意形成の場の提供だと強調しました。住民との合意形成の好例として川

辺川ダム建設事業の経験を紹介。県主導で全ての立場の人が意見を交わす住民討論集会を9回開催し、この討論集会によって形成された「住民の合意」の力が最終的にダム計画を断念させた力になったと語りました。巨大ダム建設など住民合意を軽視し、行政の計画を一方的に押し付ける事例が埼玉県内でもいろいろありますが、住民の立場でどう共同を広げ、行政とたたかっていくのかについて示唆に富む話でした。

さらに、国民主権について、日本国憲法での意義を、映画「わたしは貝になりたい」とストーリーをもとにわかりやすく解説しました。とくに印象的だったのは、日本国憲法を守る義務は権力だけに命じているのではなく、国民にも不断の努力でみずからの権利を守り続けなければならないと憲法が命じているとの指摘でした。だからこそ、1人ひとりが自らの権利を自覚し、国などの侵害に対して権利を守るために主張することが求められていると強く訴えていました。仮に国の命令だとしても、自らの権利を守るために不当な命令は拒否することが必要で、

主権者として1人ひとりの国民が権利を主張すれば、戦争は絶対できないとの指摘もつよく心に残りました。

